

# 第15回

## 政策評価に関する有識者会議

2009年2月26日

金融庁 総務企画局政策課

午後3時00分 開会

○油布政策評価室長 それでは、時間でございますので始めさせていただきます。政策評価室長の油布でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、お集まり頂きまして誠にありがとうございます。今回で15回目でございますけれども、政策評価に関する有識者会議を始めさせていただきます。

会議に先立ちまして1点、委員の方々の有識者の方々のメンバーの異動についてご報告させていただきます。昨年10月1日付で商工中金の代表取締役社長に就任されましたセキ委員でございますけれども、ご本人のご意向によりまして有識者メンバーを退任されております。なお、本日は国会が開会しておりまして、急遽、三國谷監督局長と内藤総務企画局長、2人、所要で出席できないということになりまして、両局よりそれぞれ河野審議官、岳野審議官にご出席頂くことにしております。

それでは、本日の議事進行はいつものとおり、片田座長をお願いしてございます。片田座長、よろしくお願いいたします。

○片田座長 それでは、本日、皆様ご多忙中のところ、ご参集頂きましてありがとうございます。議事次第に従いまして、平成21年度金融庁政策評価実施計画（案）について、まず事務局より説明を受け、その後、委員の皆さんからご意見を承るということにしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○油布政策評価室長 では、ご説明させていただきます。

お手元に、まず平成21年度金融庁政策評価実施計画という一番厚い資料をご配付させて頂いておりますが、この計画の計画期間は再来月、4月1日からの1年間ということにさせていただきます。これは予算との関連、とりわけ予算要求との関連をはっきりさせるということで、計画期間を従来の7月～6月から会計年度に移したということでもあります。それから、基本的な枠組みでございますけれども、今日、ご審議頂きますのは年次の計画評価でございます。ご案内のとおり、昨年7月1日から基本計画、これが実行中でありまして、基本的にはその基本計画の枠組みに従って毎年の計画を策定し、それが終われば評価するということとなります。

早速、中身をご説明させていただきますが、2枚ほどめくって頂きますと、A3判の大きな横長の資料が3ページほどございます。ちょっとコピーの関係でかすれておりますけれども、実は真ん中あたりの右のほうから、全部右に向けて網かけをしてございます。これは網かけをしていない左の部分が基本計画でありまして、今日、ご審議頂きますのは網かけの右側の部分と

ということになります。

具体的に申し上げますと、左の方のページで真ん中のあたりに、平成21年度主な事務事業という欄がございます。これがこの1年間の主な事務事業の内容、どういうことをやっていくつもりであるのか。その欄の右側に達成目標、これはどういう目標を達成するための事務事業であるのか。その次の欄ですけれども、測定指標、これはどういう指標でもって評価を行うのか。そのうち、定量的な指標につきましてはその右の欄に目標値を掲げることしております。前年と同水準にするのか、あるいは99%以上にするのか、そういう目標値を定めることになっております。最後の欄が参考指標ということで、これは測定の指標そのものではないけれども、評価に当たって参考とすべき指標というものをここに掲げさせて頂いております。

それから、この測定指標につきましては、極力定量的なものを盛り込むようにというのが政府としての方針でございまして、現在の実施計画でいきますと、約5割が定量的な目標を盛り込んでおります。来年度の計画につきましては、これを約6割に引き上げて、定量的な測定指標の数を増やしております。ただ、もちろん、定量的な目標だけで計測するというわけではございません。

それから、今年度の計画で1点、少し工夫した点をご報告させていただきますが、基本的に現在のような経済情勢、特にグローバルな金融危機というような状況でございまして、金融庁がどうということをするのかというのは、非常に注目を浴びているところであると思っております。ただ、金融庁の施策と申しますのは、基本的には左側の基本計画のいずれかの欄に分類できるということでありまして、この枠組み自体は変える必要はない、あるいは中期計画ですので、あまり変えないほうが良いということでございますが、他方で、この危機的な状況の中で何をやっているのかというのをわかりやすく国民の皆様説明するというところで、実は危機対応関係のものにつきましては、平成21年度主な事務事業のところ太文字、黒文字にさせて頂いております。これはこのままの形でウェブサイト等で公表させて頂こうと思っております。ご関心のある方がご覧になったときに、どの事業を見ればいいのかわかるようにしたいという趣旨であります。

ただ、金融危機への対応策ということになりますと、範囲が非常に難しゅうございまして、広くとれば、金融庁の事務のあらかたの部分はどこかしら関係があるということになってしまいますので、一つ区切りを設けまして、危機への対応ということで20年10月30日に生活対策、12月19日は生活防衛のための緊急対策と、それから11月にはG20サミットで首脳宣言と行動計画が取りまとめられておりますので、そこに盛り込まれた項目に直接関連するものだけをピッ

クアップして、太文字にさせて頂いております。

中身についてご説明させて頂きます。施策ベースで数えましても24ありまして、全部をご紹介するお時間はないと思いますけれども、幾つかピックアップしてご説明申し上げたいと思います。

お手数でございますが、44ページをおめくり頂きたいと思います。

中小企業金融をはじめとした金融の円滑化及び地域密着型金融の推進というのを推し進めていくということにしております。網かけをして黒く塗ってある部分がございます。これは現在進行中の今年度の計画と比較して変更を加えた点であります。それから、よく見て頂きますとアンダーラインを引いてある部分もございます。これが先ほどご説明いたしましたグローバルな金融危機への対応として考えている施策であります。この中小企業の項目でございますと、例えば達成目標、これは現在の計画では中小企業金融と地域密着型金融の推進ということになっておるわけですが、昨今の状況を見ますと例えば大企業、中堅企業でも必ずしも資金が十分に取れていないという状況にあると思いますので、それで「中小企業金融をはじめとした」というふうに変更させて頂いております。

それから、目標設定の考え方のところではありますが、墨塗りしてあります3行のところです。これは現行の今年度の計画では、中小企業金融が重要であるということを書いておったわけですが、来年度のこの計画の中では、まず中小企業金融は非常に厳しい状況にあるというふうな趣旨のことを柱書きに書き込んでおります。

それから、測定指標の欄でございますが、これも網かけしたところが新規に加わった測定指標であります。このうち、1点申し上げますと日銀短観の貸出態度判断D Iと、これを一つの測定指標に加えております。前年同期に比べてプラス判断になるようにということで、目標を置いております。

それから、参考指標のところですが、これは測定そのものに使う指標ではございません。参考ということでございますが、まず、借り手側企業側の規模別の貸出残高、それから社債・CPの発行残高、それから日銀短観の業況D I、こういったものも参考にしながら、1年後には評価をしたいと考えております。

その右の欄が主な事務事業の内容であります。①の項目は非常に重点を入れて書き直しております。③のところ金融機能強化法の適切な運用というのがございます。これは法律改正がございまして、ただいま施行しておるところでございますも、そういう意味で新しく加わった事務事業ということになっております。

1枚おめくり頂きましてもう1点だけ、47ページをご覧頂きたいと思います。

金融行政の透明性・予測可能性の向上という項目であります。これは参考指標の中に法令外国語翻訳の公表数をふやす、それから当方の法令等遵守調査室に寄せられた情報件数、これを参考指標として評価の参考にするということにさせて頂いております。その下のほう、21年度主な事務事業の具体的な中身でございますが、②のところは検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化ということで、それぞれ着眼点、重点項目を明確化すべく、検査マニュアルや観測指針、これの整備を進めると書いております。

もう1枚めくって頂きまして47ページでございますが、これも⑥と⑦が新規の追加項目です。金融機関等との対話の充実ということで、これは従来から進めておる施策でありますけれども、具体的にはさらに一層、対話の充実に努めるというようなこと、それから先ほどご説明しました法令外国語訳の推進を行うということにしております。

あと、もう1点だけでございます。ちょっと別の資料でございますが、四、五枚の資料で、「平成20年度金融庁政策評価実施計画」に対する意見募集の結果という表のようなものがございます。これは現在進行中の年度計画につきましてパブリックコメントに付させて頂きました。それに対して意見が来ております。その意見の中身を判断させて頂きまして、取り入れるべきものは取り入れて、来年度の評価計画案に取り込むということにしております。全部で16項目のパブリックコメントを頂いておりますが、私の数え方でいきますと、8項目については、提言どおりにさせて頂くというふうなことでございます。

2つだけ事例をご紹介させて頂きませんが、1ページ目の4というところで、これは金融機関のコンプライアンスの態勢の確立という項目のところで、頂いたご意見の内容としては行政不服審査法に基づく異議申し立ての件数、それから異議が認められた件数というのを指標に加えたかどうかというご意見を頂いております。ただ、これは金融機関のほうのコンプライアンス態勢の確立というのを評価するにはちょっと合わないのではないかとということで、これは取り上げておりません。

そのかわりということではありませんが、次のページをおめくり頂きますと、例えば項目の5でございます。公認会計士監査の充実・強化という項目に関連しまして、公認会計士試験の受験申込者数、これを参考指標として採用すべきではないかというご提言を頂いております。これはそのとおり、これからご審議頂きます来年度計画に反映させて、参考資料にさせて頂くということにさせて頂いております。

以上、私のほうで概要をご説明させて頂きました。よろしくお願いたします。

○片田座長 ありがとうございます。

それでは、各委員のほうからご意見を頂くわけですが、従来の例に従いまして、まず、3人の委員の方々からご意見を頂いて、そして当局側との質疑応答、意見の交換、後半、また別の3人というふうな進め方をさせて頂きたいと思います。

大変恐縮でございますけれども、最初、吉野先生、田辺先生、翁先生の順番でよろしく願います。

○吉野委員 では、私のほうから幾つかコメントさせて頂きたいと思います。

1つは金融検査で、最近では金融検査官が行かれた後に、またもう一度、そこでヒアリングして頂くというのが非常にうまく機能しているように思います。海外に行くと2つやっています、1つは会議に出ることと、その後、その地域の大学でセミナーとか講演をしたり、それから、あと、その地域の金融機関で大学の卒業生の人たちにどんな状況なんだというのでよく聞くんですけども、海外でもやはり検査をされた方の後に、もう一度、金融庁の方が別の視点からヒアリングをして頂くと。あの制度は非常にいいと思います。ぜひこれは続けて頂きたいというふうに思います。

それから、検査の中で卒業生にいろいろ聞いてみますと、ミクロ的なところの悪さというのではなくて、全体的に大きな視点からも見てくださっているということは非常に必要だと思います。ぜひマクロの視点とミクロの視点を両面から見て、検査をさせて頂きたいと思います。

それから、検査官の方々に専門性で長くやって頂くということがもう一つ必要だと思います。そういう努力はなさっていらっしゃると思いますが、プロフェッショナルな検査官、それから、新しい金融技術が出てきますので、民間のそういう技術を持った方々を期限付きで採用するとか、上手にミックスをしながら検査監督、「検査をやった結果を監督のほうに反映させる」ことを続けて頂きたいと思います。

そういう意味では、二、三年前に検査がどうもミクロ的過ぎるという批判はほとんどなくなってきているということが私の印象です。

2番目は、最近、グローバルな金融が刻々と変わっており、金融庁のほうでも、経済指標がどうなっているかを見て頂いていると思います。各国の状況、日本の金融機関の動向を見るためにも、さまざまな経済指標の動きを注視することは必要だと思います。もう一つ地域別の動きも見ていただき、地域金融の動向を知ることも必要であると思います。

さらに金融動向を見る場合には、短期的な動向と、中長期の動向をぜひ見て頂きたいと思えます。例えば1985年ぐらいからバブルの後も含めた長い時期での動き、できれば主要国の動き

を見て頂ければと思います。以上が2番目です。

3番目は、金融規制と技術進歩の関係です。金融の技術あるいは競争力とのバランスが必要であると考えます。今回、日本の場合にはあまり金融機関が欧米ほど傷まなかったというのは、金融の検査あるいは監督がよかったという面はあると思いますが、逆に言いますと、これが強過ぎますと金融技術の発達というのがなくなると思います。英語を使わない日本の国民がどういところでアングロサクソンと伍し合って金融ビジネスで勝っていけるか、金融の中での技術面をどのように伸ばすかは重要課題であると考えます。

製造業の場合には「よい車を安くつくる」、あるいは、「よい機械を安くつくれば」だれでもわかるわけです。言葉は要らないわけですが、金融サービス業の場合には言葉が要るわけです。そういう意味では競争力強化プランの中で、どういう戦略があるかもひとつ考えて頂ければと思います。

4番目は今回のサブプライムローンなども、ミクロの状況のときにはシステムに影響を与えません。個別の金融住宅ブローカーがサブプライムローンで貸しているときには住宅価格は下がっていません。低所得層に貸して、それで低所得層もお金を返せると考えていました。しかし、これがマクロに及ぶと住宅の供給がふえて住宅価格が下がって、全体のシステムリスクにつながったと思います。

そういう意味では、いろいろミクロで起こっているときの状況をうまく把握して、それがマクロに行くとシステムリスクにならないうちに事前にとめられることが、金融行政や金融監督に必要であると思われます。そういう意味では検査のときにもミクロの状況を見ながら、そして何か変なことが起こっているみたいだということを見出すことが必要ではないかと思えます。

最後は行政全体です。公務員のいろいろ倫理法などができてきておりますが、定年退職まで働ける職場を確保して頂きたいと思えます。そうしなければ、優秀な人材が公務員として来なくなってしまうと思えます。各省ともとにかく定年まで働ける制度をきちんとつくって頂きたいと思えます。

以上でございます。

○片田座長 ありがとうございます。

それでは、田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 私のほうからは主として2点ぐらい申し上げたいと思えます。

金融庁の政策評価も大分長い間、拝見させて頂いておりますけれども、とても足の速い業種

だと感じております。例えばこの政策評価が始まったところというのは、不良債権の処理ということでそこが中心になっており、そこから後、移ってきて安定しますと、公平でそれから透明なむしろ消費者の側に立ったレギュレーション、つまり公平で透明な金融市場というのをつくる、消費者保護のほうにむしろ重点を置いたものが評価の中にも入ってくる。最近ですとベターレギュレーションという形のもので非常に重視されているということです。

こういう視点の動きというのは、全体の基本計画、それから個々の毎年の事業の並べ方等を見ても歴史ではないですけれども、以前にやったことが随分反映されつつ、ウエートを移していっているということなんだろうと思います。来年度の21年度に関する実施計画を見たときにどうかというと、やはり新しい状況が出ているのではないかと感じております。要するに、世界的な不景気ということで、それが金融のほうでもどういう形で支えていくのかという問題が出てきているんだろうと思われるわけであります。

そのときに、見せ方として非常にご苦労頂いているわけですが、事務事業の中で入って、それが各基本政策、施策の中にどういう形で盛り込まれていくのかというだけでいいのかなというのは感じております。むしろ来年度に関しては、このクライシスに対してどう迅速に対応できて、景気の下支えというのを金融の側面からやってきたことが、大きく後から振り返ってみても評価されるのではないかと思うわけであります。

そうすると、基本計画自体は変える必要はないんだとは思いますが、オーバーラップしてもいいから施策目標もしくは施策の中に、個別の事務の中で入っている対策を入れ込んでおいたほうがいいのではないのかなと、それを見える形で表現しておいたほうがいいのではないかと感じたというのが1点目でございます。

2点目は、それとの関連でありますけれども、この評価書というのを見ると、金融庁が大分、事後評価の形で検査とそれから監督等を中心に形成されて、それを中心に評価のフレームというのが組み立てられているということがよくわかるんですけれども、今回の場合ですと、ある種、トレードオフみたいなのが存在しようかと思うわけであります。つまり、どういうことかということ、44ページのところの中小企業金融のところはよく書かれていると思うんですけれども、量的に貸し渋り等がないように潤滑に資金が流れるということを確認しつつ、それが長期的にやはり不良債権になるようなものであってはならないという、つまり、量を一定流しつつ、出している金融に関してはクオリティーの高いものを出すというトレードオフが44ページから45ページのところに、かなり上手に表現されているような感じがしております。

貸出態度の判断を見つつ貸出残高を見ると、参考指標でありますけれども、これをほかのと

ころにもやはりきちっと表現しておいたほうがいいのではないかなという感じが若干しております。例えば一番初めのところのオフサイト・モニタリングで検査のところ为主要だとは思いますが、こちらのほうは指標等を見ていると、健全性指標とそれから自己資本比率であって、ある意味では金融機関のほうの健全性はチェックしているわけですが、上手に資金が流れているかと、量的に確保できているかというようなところの指標というのは、いま一つ入っていないような感じがありますので、どっちをとるといっても、トレードオフな関係にあるものは、指標に関してもやはりこっちとこちらを見ているんだよという形で並べると、それを見せるというようなことがこういう時期においては必要なのではないのかなと、若干感じたということでございます。

以上2点、申し上げさせて頂きました。

○片田座長 ありがとうございます。

それでは、翁委員、よろしく願いいたします。

○翁委員 4つ申し上げたいと思いますが、1つは最初のご説明で既によくわかったんですが、やはり45、46ページのところについては、現在は中小企業だけでなく本当に大手企業も資金調達が大変になっております。「中小企業金融をはじめとした」という書きぶり、なるほど、中小企業だけでなく、大手企業も含めているのかというふうに思ったのですが、全ての企業がしっかりと資金調達ができる環境が非常に重要だと思っております。その意味では企業金融全般について、よくモニタリングして頂きたいというのが1つ目でございます。

それから、2つ目は証券化商品の市場とか、そういったことについてはどこのところで見ているのかなというのをちょっとお伺いしたいと思いました。日本においても証券化商品市場というのは非常に大きな打撃を受けていまして、金融の円滑という点で、こういったところも見ていく必要があるのではないかなという感じを持っております。アメリカで格付けなどで大きな問題があったのは、サブプライム関連の二次商品が多かったわけですが、必ずしもそのことは、日本にそのまま当てはまることではないと思います。ただ、その関係で日本の証券化商品自体も非常に今、大きな影響を受けておりますので、今後も金融の円滑という点で、それをモニターしていくことは重要なのではないかなというように感じております。

それから、3つ目はアメリカ型のいわゆる投資銀行モデルというのが主要なところはなくなってしまっていて、日本の金融機関がどのようにビジネスモデルを構築していくのかというのが今、大きな課題になっていると思います。ただ、預金貸出モデルというのも長期的な視座に立ちますと、日本においても中心的な役割を負っていますけれども、収益性の観点から見ると

なかなか難しいと思います。ですから、そうした視座に立って、どういうふうに今後日本の企業や産業、企業価値の向上を支えられる金融機関をサポートしていくのかという観点から、今後の日本の金融機関の競争力について考えていくという視点が大事ではないかというように思っております。

4点目、最後なんですけれども、吉野先生がおっしゃったことと少し関連しておりますけれども、規制監督の見直しということについて、国際的な動きに積極的に参加して頂きたいと思っております。金融システムが非常に大きく変化していきまして、リスクが大きく広がって分散しています。一方、ほとんどの危なくなっている主要銀行も、すべてバーゼル自己資本比率規制はクリアしていたわけでございます。にもかかわらず、これだけ大きな危機が起こっている。そして、金融機関の行動でさらに危機が増幅されているという問題、それから、また景気の変動によって非常に自己資本比率が大きくなりそれを増幅する効果を持つというような問題。

これは既にバーゼルⅡのところから問題意識をお持ちになって、日本としてもいろいろ貢献されてきたと伺っておりますけれども、やはり今後、どういうふうにこういった危機において金融機関の動きをモニターして、それから、どういうふうに規制、監督のあり方を考えていくかということは、世界的に金融当局にとって大きな課題であるというように思っておりますので、ぜひ日本もリーダーシップをとって貢献して頂きたいと考えております。

以上でございます。

○片田座長 ありがとうございます。

先ほど申しましたようにここで一たん切りまして、当局側のご意見を頂いて、若干の意見交換をしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○油布政策評価室長 では、1点、私のほうから評価の関係のところ、田辺先生からご指摘のありました点ですけれども、確かに今年の計画はかなりウエート移すべきだということ、現にウエート移しつつあるということ、メッセージが伝わるように、かなり配慮して策定したつもりでございます。

ご趣旨が基本計画の部分にも、そういうパートを反映させたほうがよろしいんじゃないかということでございます。私の考えでは、恐らく大体基本計画の中に金融庁の事務が分類されているわけですので、どこかに入っているということは間違いはないと思っておりますが、ご指摘のように例えば基本計画そのものを若干変更するところまでいか、あるいは同じようにゴシック体、太文字でプレーアップしたほうがいいのかということも、ちょっとご相談させて頂いた上で考えさせて頂きたいと思っております。ただ、基本計画は、私は基本的にはあまり変えな

いほうがいいのだらうとは思いますが、他方で、やっぱりいろんな状況の変化を踏まえて、計画期間中でも当然、変える必要があれば変えるべきだと思っておりますので、そこも踏まえてご相談をさせて頂きたいと思っております。

それから、もう1点、オフサイト・モニタリングのところにつきまして、量的なおっしゃったのは恐らく金融の円滑というような量的な面、そのあたりを指標に盛り込めないかということでもありますけれども、こちらのほうもちょっと担当課とご相談させて頂きまして、ご相談させて頂きたいと思っております。

それから、翁先生からお話のありました点で、証券化関連商品の動きというのをどこで読み込めばいいのだらうかというお尋ねであったかと思っております。ご趣旨はこれも金融の円滑の観点、信用供与とか信用収縮の観点で見たときというお尋ねであります。その点、ちょっと45ページのところに盛り込むのがいいのか、あるいはほかのところがいいのか、どういうふうにご意見に対応させて頂けばいいのか、ちょっと相談いたしまして、ご相談させて頂きたいと思っております。

○片田座長 ありがとうございます。

どうぞ、畑中さん。

○畑中検査局長 吉野先生から、検査について幾つかご指摘がございましたので、お答えいたします。

オンサイトのモニターを海外において継続せよということですが、私どもも全く同じ問題意識を持っており、今後も積極的にやっていきたいと思っておりますが、海外に行く場合には当該金融機関だけではなくて、それを現地で監督しております海外当局にも足を運んで、十分な議論をしようと思っておりますのでございます。

それから、ミクロだけではなく大きな視点をもって両面で検査をやれということですが、検査マニュアルには冒頭にいわゆる五原則というものが明記されております。第一が経営に影響を与える重要なリスクに焦点を当ててやると。これは最も重要な原則であるということで、全員の検査官に今後も徹底してまいりたいと思っております。

それから、専門性についてでございます。まず、長くやるべきだということですが、これは特に財務局については、少なくとも3年は同じ仕事をするようにということ、財務局の人事当局に強く要請をしているところでございます。それから、民間出身者につきましては今年度の目標として、システムについては総勢20名ぐらい、それから市場関係の市場リスクの専門家についてはプラス30名ぐらい、すぐれた人を採用したいということでやっております、シス

テムは大体めどがつかまりました。それから市場リスクについては、30人のうち20人ぐらいは今年度中にめどがつくと思っておりますが、この辺のすぐれた方は引く手あまたでございますので、今後とも努力をしてみたいと思っております。

それから、ミクロの事象だけではなくて、システムリスクにつながるような重要な問題を見逃すなということでございます。御指摘のとおりでございます。見えにくいリスク、見逃してはいけないリスク、これを見つけるのが私どもの本業でなければならないわけでございます。検査官にはリスク感応度を研ぎ澄ませて、フォワードルッキングにねらいをつけようということ常々申しております。これは単に財務面だけではなくて、レビテーションリスクもどんどん大きくなってきておりますし、また、ガバナンスの問題というのも中長期的には金融機関の根幹にかかわる問題でございますので、特にそれが他の金融機関にも共通するような場合、このあたりを見逃さないように、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○河野監督局審議官 今、政策評価室長、それから検査局長からお話のありましたのと若干重複するかもしれませんが、私ども特に監督局にかかわる部分で、今、お伺いしました点についての若干のコメントでございます。まず、地域で起こっていることを中心に、企業金融の実態についてもっときちんとモニタリングできないのか、それも定量的にできないかといったような点があったと思いますが、まさに私どもはその方向で努力をしております。特に昨年の秋以降は非常に企業金融の状況が厳しくなったという認識のもとに、まずヒアリング、それからアンケート調査などにつきまして、それ以前に比べますと格段に内容、回数とも充実させております。

その結果、例えば商工会議所へのアンケート調査の結果でございますとか、中小企業庁との合同ヒアリング、これなどは全国153カ所、約1,000社の中小企業者との意見交換を実施といったようなことございますが、その他、金融円滑化ホットライン、大臣目安箱等々、色々なルートで現場の実態をいち早くつかんで、それを行政に反映していかなければならないという意識で行っております。ただ、データということになりますと、これまで各金融機関の使っております定義の違いなどにより、数字としてお示しできるものがどこまであるか、まだまだこれから努力ないし改善の余地があると思っております。ただいまのご指摘も踏まえまして、さらに努力をしてみたいと思っております。

それから、吉野先生のお話の中で、今、検査局長からもお答えがありましたけれども、マクロの状況把握といった点について弱いのではないかという点につきましても、監督行政の上で

も強く認識をしております。これは今、実は我が国のみならず、海外の監督当局も全く同じ認識でございます。マクロプルデンシャルというような言い方をする場合もあり、その定義は必ずしも先生のご指摘と完全に一致してはならないかもしれませんが、個々の金融機関の健全性の監督ではとても足りない。やはりシステム全体にどのような影響があるか、それが実体経済とどう結びついて、相互にどのような影響を与え合っているかといったような点を監督行政の上でも強く認識をして、集約していかなければならないということです。そのため、組織上、監督局総務課の中にリスク分析参事官室を新設したり、総務課の中の体制を強化することで、かなりカバーをしようとしておりますけれども、同時に銀行第一課、証券課、保険課、それぞれの課が横の連携を取り合うということで、今非常に努力をしております。その背景には、金融システムのいろいろな主体から相互に関連する情報が上がってきておりながら、今までは組織が分かれているために必ずしもそれらが集約されず、全体のリスクが把握できなかったという問題意識がございます。そういう意味で、この点は今何か目に見える成果でというのはすぐにお示しはできないかもしれませんが、努力をしております。

あと、証券化商品のお話でしたが、これは若干手前みそになりますけれども、世界の主要な金融当局の中で、自国の金融機関が保有する証券化関連商品の残高及び損失の金額、それからもとの元本に対する棄損率といったようなものをすべて集計し、公表した国は、実は私の知る限りでは世界で日本だけでございまして、その内訳としましてはサブプライム関連商品、それからいろいろな証券化商品、すなわち、国内、海外、それぞれ一次証券化、二次証券化、それからレバレッジドローンなども入っておりますけれども、こういったものをこれまで集計し、公表させて頂いております。また、こういった国レベルでの集計・公表だけでなく、各金融機関のディスクロージャーの態勢におきましても、今までの国際的なベストプラクティスの先頭をいっているというふうに自負しております。

他方、まさに今ご覧のとおりでございますけれども、今の金融危機の実態が、そういった商品の範囲をまたはるかに超えて、いろいろなところにさらに波及し、また、それが相互に負の循環をつくっているというのが現状でございます。そういう意味ではこれまでの集計の手を休めるわけには参りませんが、さらに幅広いリスクの所在についての認識を深め、定量化できるものは定量化していく努力を、今後とも続けてまいりたいと思っております。

○片田座長 ありがとうございます。

総務企画局のほうはございませんか。どうぞ。

○志村国際室長（代理・井上国際証券調整官） 国際室でございます。ちょっと室長の志村が

遅れておりますので、代理で井上が対応させていただきます。

翁先生の4番目のご指摘で、国際的な動きに積極的に対応して頂きたいというご指摘を頂きました。お配りしております実施計画の15ページの施策I-2-(2)のところで触れさせて頂いておられますけれども、今般の金融危機を受けましてG20の関係、あるいはその中で金融安定化フォーラムなどの場において、金融危機の再発防止等に向けた議論がございます。それに向けて当庁としても積極的に対応しているところでございます。今週で申し上げます審議官の丸山がF S Fの作業部会に出席しておりますし、国際担当の参事官の山崎がG20のワーキンググループに出張しております。

そのような中で、バーゼルの自己資本比率とご指摘のプロシクリカリエーの議論というの、対応させて頂いているところでございます。年度末に向けてかなり国際出張旅費が足りなくなるような事態でございますけれども、財政当局に理由をお認め頂きまして何とかやっている状況でございますので、引き続き積極的に対応していきたいと思っております。

以上です。

○大藤総務企画局総括審議官 いわゆる官房のほうからお話したいと思いますが、吉野先生から経済指標等を的確にフォローして、それを行政に的確に反映していくということの重要性をご指摘頂いたところでございます。私どもとしてもいわゆるベターレギュレーションの中で、リスクフォーカス、フォワードルッキングな金融行政を進めていくために、そういったいわゆる実践的な調査能力というのを向上していく、充実していくことが重要だと思っております。また、体制整備のためにやはり優秀な人材にも集まって頂かなければいけないということで、例えば民間金融機関でありますとか研究所などで、そういったすぐれた能力をお持ちの方に来て頂くというようなことも含めて、その充実を努めてまいりたいと思っております。

○片田座長 ありがとうございます。

あと、相当の項目についてお答え頂いたんですけれども、翁委員のほうからアメリカ型の都市銀行モデルが今、壁にぶつかっていると。一方、日本の銀行は預貸中心の活動で競争力があるのかというふうな、そういう問題提起、ご質問があったように思いますが、いかがでしょうか。それからもう一つ、これも大変難しいんですけれども、吉野先生から定年退職まで働く職場をつくれということですが、何らかの当局のお考えをお聞かせ頂きたいと思えます。

○大藤総務企画局総括審議官 定年退職のところでございますけれども、一人、金融庁だけの問題ということではないと思えますけれども、公務員制度改革の中で、希望する方については

定年までしっかり働けるようにという方向で、いろいろな形で、制度整備等がこれから行われようとしておりますので、その中で金融庁としても的確に対応していきたいと思っております。

○片田座長　それでは、今度は富田委員、神作委員のほうからお願いいたします。

○富田委員　世界的な金融不安と急激な景気後退の中で、金融庁の仕事というのはもちろん金融機関もそうなんですけれども、非常に大きな試練を迎えようという中で、私はお示し頂きました21年度の主要な事務事業、それを評価する体系に違和感はありません。それはまず結論的な部分なんですけれども、どうしてもやはり金融の安定ということと、円滑な金融の供給ということとの問題点というのが、やはりこれから大きな課題となってくるように思うんです。

そこで、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化というところにおいてまず質問なんですけれども、貸出条件が46ページのところにありましたが、「貸出条件を緩和しても不良債権に該当しない場合の取扱いの拡充」、それから「自己資本比率規制の一部弾力化」というところが非常に大きな意味合いを持ってくるように思うんですけれども、そこを少し具体的にお示しして頂きたいというのが1点です。

2点目に、評価の指標といたしまして、企業によります貸出態度判断D Iというのが1年前よりもよくなっていることというふうな指標を持ってこられたのですけれども、これについて恐らく過去、どういうときに改善したとか、いろいろ検証があったと思うんです。だから、金融の量だけで円滑に供給されればよくなるのかどうか、なかなかD Iなので難しいところがあるんです。ただ、そうはいいながら、この目標値を明確に出されたというのは、非常にある意味、勇気があるといったらちょっと表現があれですけれども、大変なことだと思うんですけれども、そこら、過去のいかなる検証を踏まえてお出しになっておられるかということをお聞きしたいということです。

それから、今の点にも関係してくるんですけれども、今の点というのは円滑な金融とそれから金融の安定なんですけれども、14ページのところで新たに網かけで、名寄せデータの精度の維持・向上の状況についてというのが出てきて、ある意味、非常に重要なものなんだろうなというふうに私は思うんですけれども、出てくる意味合いをお聞きするのではなしに、現状において名寄せ制度の精度がどうなっていて、どういう意味で向上が必要なのかということについてお聞きしたいということです。

それから、あと危機対策として日本銀行や政策金融機関がさまざまな形での市場介入を行い、また、これからも行われることが想定されたり、一部、期待もされているわけですけれども、その際の市場介入、マーケットへの介入ということだけではないんですけれども、広い意味で

の介入についての基準の明確化とか、そういうことについてやはり金融庁として、中央銀行も政府の関係機関も市場参加者としてある意味、入ってくるわけですから、その基準についてどう考えるべきかというか、何かやっぱり明確にするということにおいて、金融庁は大きな役割を持っているように私は思うんですけども、その点、どのようなお考えかということをお聞きしたい。

それから、金融機関の健全性というのも、やはり各金融機関みずからいろいろと判断しなくてはならないんでしょうけれども、その際に資産価格が大幅に変化する中において、みずから自己資本が十分かどうかというふうなストレステストを中小の金融機関を含めてやって頂けるような体制というか、そういうのは現状、どうなっていてということをお聞きしたいということとであります。

以上、ちょっとばらばらになりましたけれども、お願いいたします。

○片田座長 お願いいたします。

○神作委員 私から3点ないし4点のご指摘をさせて頂きたいと思っておりますけれども、まず、第1点は多くの先生方のご指摘されたところと全く同じでございますけれども、拝読させて頂いて、基本政策の第1の「金融機関が健全に経営されていること」と、「金融の円滑」との関係が非常に気になったところでございます。まずは非常に簡単な質問からですけれども、資料にごじます下線部を引いたところというのはグローバルな金融危機対応という意味ではやや特殊事情というか、非常事態から生じている事柄と伺いましたけれども、もちろん、公表する段階ではこの下線部は外されるということですね。

そうだといたしますと、先ほど述べたトレードオフの関係にあるときに、しかし、政策としての内部的整合性は図られていないといけないと思っておりますので、円滑な金融と金融機関の健全性の関係をどのように整理するのか、正面から取り上げざるを得ないのではないかという気がいたしております。

ただ、そこから先、どちらかというとは私は田辺先生と正反対で、むしろ金融機関の健全性というのが基本中の基本であって、金融危機という非常事態でこの基本方針に若干の変容が生じているのではないかと。しかし、金融行政における基本的な柱としての金融機関の健全性の確保という要請は揺るがないのではないかという感じがいたしております。そうだといたしますと、後半の部分すなわち円滑な金融の記述のところ、グローバルな金融危機対応であるという趣旨がさらに明確になるように文言等を検討し直す余地があるのではないかと思った次第でございます。

それから、第2点はプリンシプルベースあるいはベターレギュレーションとの関係でございますけれども、具体的にはⅡ-2-(1)ですとかⅡ-2-(2)、それからⅡ-1-(3)、このあたりにかかわる点です。例えば利益相反規制を取り上げますと、各金融機関が置かれている状況等によっても、規律の具体的な内容というのはもしかしたら異なってきたり得るかもしれませんが、必ずしも画一的に詳細なルールベースで規律するという事は困難でもあるし、適切でもないという事情があると思われまふ。そうすると、利益相反規制、例えばⅡ-1-(3)に出てきております利益相反管理体制の整備というのとプリンシプルベースというのは、そういう意味では平仄が合っているというふうに思われるわけでありまふ。

そこで、結局、自主性に委ね最終的には市場の判断にルールを任せるという要素が大きくなるわけだと思われまふけれども、ただ、中間的な段階として金融業界との意見交換会の開催、対話によってルールを形づくっていくというようなことが目標として掲げられ、例えば参考指標として23ページでは、「金融業界との意見交換会の開催実績」というような事項が挙げられております。また、Ⅱ-2-(1)でも、「意見交換会の実施状況」が挙げられております。

そこで、お伺いしたいのは、開催実績というときに例えばどのようなことをどこまでを実際に参考指標として評価することを考えておられるのか、例えば回数ですとか、時間ですとか、参加人数とか、だれが参加したかという、そういう話なのか、それともここで言っている開催実績というのは、そこで中身としてどういうことが話し合われたのか、そういうプロセスとか内容についてまで立ち入って評価することまで想定されているのかというところがちょっと気になった点でございます。

特にⅡ-2-(1)で、フォワードルッキング・アプローチに基づいた情報分析というような場合になりますと、そこでやはり何が問題となっているのかということが、もちろん必ずしもすべての情報を出せばいいというわけではないかと思われまふけれども、重要で、単なる回数や人数だけにとどまる話ではないということになるろうかと思われまふので、この意見交換会等の実施状況等も踏まえて、今、申し上げたようなプリンシプルベースについての規律についての評価をどのように行うのかについて教えて頂きたいということでございまふ。

それから、第3は今の点にも関係するのですけれども、金融行政の透明性・予測可能性の向上、施策Ⅲ-3-(1)でございますけれども、ここでも参考指標で今の金融業界との意見交換会の開催実績というのが挙げられているわけでありまふけれども、もしも金融行政の透明性・予測可能性というのが単なる業者に対してだけ向けられたものではなくて、国民に対しても向けられるべきものであるとすると、透明性を確保すること自体を評価の対象とすることが

必要ではないのではないかと感じたところでございます。

それから、最後はいつも申し上げていることで恐縮ですけれども、特にベターレギュレーション、規制の規律の質の向上ということになりますと、これを定量的に評価するというのは非常に難しい。そういう意味では金融庁のお仕事のうちのとりわけ企画立案の部分については、なかなか定量的な評価というのが難しいところがあるかと思います。私の指導教官の竹内昭夫先生は、本当に実効的なルールというのは、そもそもルールがあることにすらだれも気づかれずにみな当然守っているような規範である、そのようなルールが一番いいルールなんだということをおっしゃっておられました。

まさにそうでありまして、そうだとすると質的な評価というのは大変難しいわけです。もちろん、定量的な基準をできる限り向上させていく努力をすることも一方で大変重要だと思いますけれども、しかし、やはりすべてが定量的な評価によって落とせるというわけではないと思います。その点については、評価に際し、やはり十分に認識する必要があるのではないかと感じたところでございます。

○片田座長 ありがとうございます。

それでは、最後に私からも3つばかりのことを簡単に申し上げたいと思います。

まず、第1点は中小企業をはじめとした金融の円滑化に関連してでございます。昨今の深刻な不況に陥った世界経済のもとで、企業の資金調達というものは今、極めて厳しい状況にございます。上場企業、その中でもいわゆる輸出型の大企業ですら、急激な資金繰りの悪化に直面しているのが現状でございます。具体的には社債やC P等の直接金融市場がほとんど正常に機能しておりませんので、頼れるのは邦銀のメジャーだけだという状況のもとにおきまして、日銀あるいは政投銀も今度加わるそうですけれども、社債の買い取りやC Pの買い取り等の企業資金繰りの支援策は、極めて有効に機能するものと思っております。

社債やC Pの買い取りというのは、直接的には大企業向けの資金対策でありますけれども、ご承知のように我が国の産業構造といいますか、大企業が中小企業に対しまして支払いサイトの延長やあるいは割賦支払いに応ずるなどの、いわゆる企業間信用が幅広く利用されております。そういう我が国の経済社会、産業社会におきましては、実質的に下請企業の資金繰り支援に相当つながっていくものと思われるわけでありまして、したがって、金融庁におかれましては、地域金融機関への貸し渋り防止等を行っておられるわけですけれども、いわゆる社債、C Pの買い取り施策へのご支援といいますか、バックアップを引き続きお願いしたいと思っております。

2番目は、会計基準、検査基準のあり方についてでございます。最近の世界的な金融危機の中で昨年秋、アメリカのみならず、ヨーロッパあるいは日本でも時価会計というものが一部凍結されまして、時価会計そのものの問題点が浮き彫りになってきたのではないかと。行き過ぎた時価会計がともすれば経済の不安定要因となり、経済変動を増幅させているのではないかと。具体的には不況期におきましては時価会計によって資産が減り、資本が減り、貸し出しが減り、貸し渋りとつながるわけでありまして、その意味で今回の時価会計凍結の政策判断がパニックへの歯どめとして、一定の役割を果たしたと思うわけでありまして。

しかし、一方におきましては会計基準に対する不信感も芽生えておりまして、会計基準設定主体に大きな課題を残すことになったんじゃないかと思っております。例えば金融庁におきましては検査マニュアルの改定、弾力運用のようなことをやっておられるわけで、共通の問題なんですけれども、こういう点についての当局のお考えをお聞かせ頂ければありがたいと思っております。

3つ目、金融機関の健全性についての一側面でございますけれども、現在、多くの生命保険会社が株価の急激な影響によりまして大幅に業績が悪化して、大変厳しい経営状況に直面しております。昨年10月に、それをさかのぼること6カ月前、3月の時点ではソルベンシーマージンが500を相当上回っておりました大和生命が経営破綻して、そのために保険金の減額や予定利率の引き下げに直面した保険契約者の間に大きな不信感が広がりました。一体、ソルベンシー比率というのは何なのか、頼りになるのかどうかというふうなことでございます。銀行の自己資本比率などと比べてどうなのか、わかりやすく、生保会社の経営、財産の安全性・健全性をモニタリングする何か別の仕組みの工夫というのがないのだろうかと考えるわけですが、その点につきましてもお教え頂きたいと思っております。

私からは以上3点です。

やはり各局からお答え頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○油布政策評価室長 では、また私のほうから評価に関するところをご説明させていただきます。

意見交換会の実施状況ということでございますけれども、これを参考指標につけております際に、実際、どのようにこれで評価するのかということでございますけれども、もちろん、回数というのは当然書くことになろうと思っております。時間や人数とか、そういう外形的な基準よりもやっぱり中身、どういう問題提起でこちらのほうから意見交換会を開いて、どういう意見があったのかというふうな、なかなか難しいところもありますけれども、そういう中身のほうにも重点を置いて、1年後、評価をしたいと考えております。

貸出D Iのところは、担当のほうから補足があるかもしれませんが、おっしゃるとおり、ディフュージョンインデックスでございますので、要は人の主観ということでございます。私の知る限り、確かにかなりぶれがある指標だなという記憶がございます。他方で、ほかの指標もいろいろ考えまして、例えば定量的な業態別の貸出残高とかもございますけれども、一つには資金ニーズがどれだけあって、それに対してどれだけニーズを満たしているかというのを判断する一つの尺度としては、資金調達側が貸し出しをどう見ているかというD Iというのが一つ、今、アベイラブルな指標でありますので、一つには極力定量的な指標を盛り込めという政府の方針もございまして、その中でこういう指標も使ってみようということでございます。先生のほうでこの指標を取り上げる際の注意事項とか、アドバイスなんかがございましたら、また、この会議終了後、一、二週間のうちにお伺いすることになりますので、そのときにでもアドバイスを頂ければと思います。

○片田座長 どうぞ。

○岳野総務企画局審議官 総務企画局でございますが、今、ご指摘を頂いたうち、1つは富田先生から頂きましたマーケットへの介入についての基準なり、考え方はどうかという点、それから座長から頂きました時価会計の問題についてどう考えるかという点について、ご説明をさせて頂きたいと存じます。

まず、富田委員からのお話は危機対応に当たって、日銀なり、政策金融機関なり、そういったもので例えば社債なり、CPの買い取りといった点につきまして、広い意味での市場への介入ということがあって、公的セクターが市場参加者として入ってくると、そういったものについてどう考えるかということでございました。直接、日銀なり、政策金融機関がそういう形で入ってくるとということについてというのは、政策的な必要に応じてということだろうと思っております。私のほうからご説明申し上げたいのは、むしろもう少し本来の市場への介入といいたましようか、株式市場対策といったものを例にとりまして考え方を申し上げたいと存じます。

昨年のリーマン・ブラザーズの破綻以降の株式市場の大きな混乱の中で、例えば株式市場対策といたしまして空売り規制の強化、これは国際的に各国が行ったものでございますが、我が国としても空売り規制の強化というのをやらせて頂いております。あるいは逆に自社株買い規制の実質的な緩和といったような施策をとってきているわけでございますが、こういったものについてどのように考えるか、さらに言いますと、銀行保有株取得機構による株式保有の取得の再開、あるいは日銀による株式取得の再開といったものをどう考えるかということかと存じます。

我々の目的は市場をどのように位置づけていくかということでございますが、基本的な考え方はやはり政策評価の基本的な枠組み、すなわち、金融機能の安定あるいは利用者の保護、それから公正、透明な市場を確立すること、活力のある市場を構築していくこと、そういった基本的な金融行政の目標、目的があって、そういったものとの関係で、その時々状況に応じてどのように考えていくかということかと考えております。

基本は今のような原則、目的に戻って、必要に応じ、その時々政策判断でもし緊急的な対応としてとりあえず市場の安定がどうしても必要だという場合には、一時的な少し効果の強い、しかし、副作用もあるかもしれませんが、空売り規制といったものを導入するというのもあるかと存じますが、長期的な観点で市場の公正性なり、透明性なりということをやはり求めていくということからいたしますと、それを恒常化していくということは、好ましくないのではないかといたったようなことであろうかと思っております。必ずしも明確に基準だとか、考え方がどうかということについて、具体的に、今、ここで申し上げにくいわけでございますが、やはり基本は政策評価の基本的な考え方に立ち返って考えていくということかなと思っております。

それから、2番目の時価会計の関係でございます。時価会計につきましても昨年秋以降の国際的な混乱の中でご議論がいろいろございまして、むしろ時価会計につきましては先行しております欧米におきまして見直しの動きがあって、そういったものに対応して、我が国でも金融商品会計の特に公正価値の算定方法の明確化、それから有価証券の保有区分の見直しといったようなことが行われております。

ただ、座長からは行き過ぎた時価会計によって変動が増幅されているのではないかと、会計基準への不信感あるいは設定主体の課題というものが明らかになるといったご指摘を頂いておりますが、会計の中で特に企業会計につきまして申し上げますと、やはり公正価値会計につきましては財務情報の透明性を確保するという観点から導入されてございまして、今日においても国内外でその基本的な意義は失われていないというふうに考えております。繰り返しになりますけれども、昨年、問題になりましたのは公正価値の算定におきまして、取引が極端に減少した場合の公正価値の算定方法をどうするかといったような点が問題になって対応を図っておりますけれども、時価会計そのものが国際的に見て、方向性として否定されているわけでないと考えておる次第でございます。

政策評価の実施計画の中にもございますけれども、企業会計につきましては国際的なコンバージェンスの動きの中で、質の高い単一の会計基準に向かって、今、動いておりますので、そ

ういったものの中で信頼のある会計基準の確立、設定といった方向で施策を進めていきたいと考えているところでございます。

とりあえず以上でございます。

○片田座長 どうぞ。

○河野監督局審議官 監督局関係につきましてまたご説明申し上げたいと思いますが、最初のご質問の中で、自己資本比率規制の弾力化の内容につきまして、非常にざっくり申し上げますと、昨年後半からの非常に急激な株価の下落あるいは債券の価格変動に伴いまして、これまでの我が国の国内におけるB I S規制の適用上、国内基準行、いわゆる4%行につきましては、株式等の有価証券の含み益は自己資本には算入できない一方、一たん評価損が生じますと、直ちに自己資本の中核的部分であるTier 1から控除をするという不対称な関係になっておりました。このために、株の急落あるいは債券の含み損の拡大が起こりますと、非常に急激に国内基準行の自己資本比率の低下が起こり、そのことが各金融機関の経営に対しまして非常に厳しい反応といいますか、リスクアセットの圧縮によって自己資本比率を何とか維持しようという動きに出るおそれが生じました。

そのために、そういった急激な市況変動によって、融資が急激に絞られ、信用収縮が急激に起こることを防止するという観点から、平成24年3月期決算までの時限的な措置でございますけれども、国内基準行についてもともと含み益を算入していなかったということもあり、含み損の自己資本の中核的部分からの控除につきましては、自己資本比率基準の計算上は行わなくてよいということにしております。

ただ、これはあくまで会計上の含み損の扱いを変更するものではございませんので、実務上は各金融機関において期末の決算などにおいては通常どおりの会計上の処理、すなわち評価損であれば資本直入により自己資本からの控除が起こり、また、減損があれば損益計算書を通じて、やはり自己資本の減少が起こります。すなわち、これらは、あくまで自己資本比率の計算上の措置、すなわち自己資本比率の低下に応じて当局が行政的な対応を行っていく際に一時的な猶予というものを与えて、その間、本格的な資本充実策、すなわち昨年12月に施行になりました金融機能強化法の活用を含めました自己資本の充実策を講じるため、いわば時間を与えるという意味の措置であると位置づけております。

それ以外にも緊急保証につきまして、これまでの中小企業向け融資の計算上の枠から別枠扱いとすることで、より利用しやすくするための改正などもございました。

なお、国際基準行につきましてはちょっと扱いが異なっております。国際基準行につきまし

ては、まず株式の含み益について45%、Tier 2に算入できる一方、含み損は自己資本から控除するという取扱いが国際ルールの上で明確になっております。そこで、国際基準行の株式につきましては全く制度の変更は行っておりません。他方、債券に関しましては、国際ルール上含み益も含み損も算入しないという扱いが認められております関係上、選択肢としまして、国債などのリスクフリーの、すなわちリスクウエート0%の資産に関しましてのみ、含み益も含み損も算入しないということを今回認めたものでございます。

ただし、実はこの措置は利用されておられません。それは、これまでのところ各国際基準行とも債券の含み益がございまして、せっかくの含み益が算入できなくなるのであれば、このオプションを利用する意味がない、ということもございまして、国際基準行に関する特例はこれまで使われておりません。

次に名寄せデータの問題につきましては、15ページでのご指摘であったと思いますが、平成17年のいわゆるペイオフ解禁、すなわち預金等全額保護の廃止、定額保護への移行に伴いまして、各金融機関におきましてペイオフが万々が起こった場合の準備として、預金保険機構に提供できる名寄せデータの整備が義務づけられております。これにつきましては、既にこれまで金融庁、それから預金保険機構の検査あるいは監督を通じまして、相当程度、データの精度についてはレベルが高まっておるという認識でございまして。

ここの書き方は「維持・向上」ですけれども、その背景として、特定の金融機関について検査をしてみると、間違いが見つかることがある、あるいは一部不正確な取り扱いになっている場合があります。そういったところについては、データの精度を向上してもらう必要があります。その一方で、既に十分な対応ができているところにつきましては、その維持ということでは何ら差し支えはありません。このため、こういう書き方になっておるといってございまして。

その他非常に多岐にわたるご指摘を頂きましたので、それぞれまた後でよく消化をさせて頂きたいと思っております。私どものプライオリティーから申しますと、座長がおっしゃいました企業金融の問題、その円滑化については、監督局を挙げて現在、トッププライオリティーの課題であるというふうに考えております。この点につきましては、先ほどの委員の皆様からのご指摘とつながりますけれども、既存のデータを待っていたのでは間に合わないという面がございまして。日銀のデータも月次のデータがございまして、比較的早いとは申しますものの、やはり足元で起こっておりますことにつきましては、直接、ヒアリングを行う以外にございませぬ。先ほどの繰り返しになりますけれども、今は本当にデイリーにさまざまな方々からヒアリングを行いまして、企業間信用あるいは企業金融の現状がどうなっているか、どういう対応策が考

えられるかといった点についての検討を行っているというのが実態でございます。

なお、大和生命につきましてのご指摘を頂きました。ソルベンシーマージン比率について、現在のものが果たして十分健全性をあらわしているのかというご指摘かと思いますが、現在のソルベンシーマージン比率につきましては、リスクのとらえ方が信頼度という意味で十分高くないという指摘がございます。そこで、この点につきまして現在見直し作業を行っておりまして、しかるべき時期に実施をさせて頂きたいと思っております。

ただ、この点について若干注意を要しますのは、自己資本比率規制のほうでも同じことが申せますけれども、確かに個別企業の状況、あるいは平時における自己資本の状況であれば水準を上げる、あるいは基準を厳しくするという一方で、将来の問題を未然防止するという上で効果があり得ると思えます。しかし一方で、現在の金融環境のもとで基準の引き上げあるいは厳格化を直ちに横断的に行った場合に、資本充実の機会が与えられないまま、むしろリスクアセットの圧縮、すなわち、いわゆる貸し渋りや極端な場合には貸し出しの回収などに走るということも十分考えられます。そこで、こういった健全性指標の厳格化につきましては、検討はしておりますけれども、他方で、性急に強化すればむしろ景気の谷を深くする恐れがあり、バーゼルのコンテキストではプロシクリカリティと申しておりますけれども、そういった点への配慮といったものも一方で必要でございます。というわけで、中長期的な課題としましてはまさにご指摘のように見直しが必要でございますけれども、その実施に当たっては十分慎重に行っていく必要があるというように考えております。

○片田座長 どうぞ。

○乙部監督局総務課長 監督局でございます。

富田先生から測定指標として貸出態度判断D Iのご質問がございました。貸出量そのものの伸びというのは景気状況に左右されますので、いいときは伸び、悪いときは減るということでありまして、企業にとって貸し出しが減っていても、資金繰り判断として十分であるということであれば何ら問題ないわけでございます。私どもはこれを見るときに貸出量の伸びに加えて、企業がどう資金繰りを判断しているかという資金繰り判断D I、これも当然見ております。それから、資金繰り判断D Iに加えて銀行の貸出態度をどう見ているかというのが貸出態度判断D Iでございます。この3つを見ております。企業が資金繰りを厳しいと判断していても、原因が売り上げが落ちているとか、企業の営業活動に基づく要因であって、金融機関の貸出態度に問題がないと判断しているのであれば、金融行政としてはそれほど心配するようなことでもないかもしれないと、そういう認識のもとでございます。

近年の動きを見てみると、中小企業において2007年9月あたりから前年同月比で貸出量が落ちています。それと軌を一にして資金繰り判断D Iもマイナス基調に転じていますが、貸出態度判断D I値は、そこから1年ほどたってマイナスに落ちていますので、金融機関は一生懸命貸し出そうとしている、企業側もそれを感じ取って貸出態度判断D Iはまだプラスであったのですが、それが去年の秋口以後マイナスに転じてきた。そのようなタイムラグが生じております。そういうのも含めて、金融行政として、測定指標は、金融機関の態度を借り手はどう見ているかという貸出態度判断D Iを挙げるのがいいのではないかと考えた次第でございます。

○片田座長 簡単をお願いします。

○河野監督局審議官 1つ、ストレステストについてのお答えを漏らしておりました失礼いたしました。これにつきましては実はもともとバーゼルⅡいわゆるB I S規制の中の第二の柱におきまして、各金融機関において自己資本の十分性を自己検証し、それを当局がレビューをすることとなっており、こういったストレステストを行うことの必要性、それからストレステストの適切性についての考え方というものが示されております。また、我が国においての考え方としましては、監督指針の中でいわゆる早期警戒制度というものを導入いたしまして、こういったストレステストに関しましてもその中で行っていくという枠組みがございます。また、直近のような状況になりますと、平時における各金融機関の特性あるいは考え方に沿ったストレステストとは別に、さらに現在の市場の状況を反映した厳しいストレステストなどにつきましても、監督上必要な範囲で提出を求めるなどしております。

こういうストレステストの結果を公表できるかどうかという点につきましては、たとえば株価が幾らになるというようなことにつきまして、当局が何らかの予断を持って政策に当たっているというような誤解を招くことも懸念されますので、なかなか公表ということは困難でございます。ただ、当局としましては、資産価格の大幅な変化に対しましては、現状のような非常に厳しいストレスのもとでも自己資本比率が十分であるかどうか、それも基準を単に満たしているというだけではなくて、エコノミックな意味で十分であるか、あるいは質がよいかどうかといった点などについてモニタリングをしております。

○片田座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○畑中検査局長 2点、お答えいたします。

富田先生から「貸出条件を緩和しても不良債権に該当しない場合の取扱いの拡充」とは何かというお尋ねがございました。これは返済期間の延長でございますとか、金利を減免したり、

元本を一時猶予するというように返済条件を変更いたしますと、これまでは原則として開示債権、いわゆる不良債権扱いになる、あるいは引当を實際上、多く積むということになっていたがために、お客さんからそういう要請があったときに、金融機関側としてはなかなかそれに応じられないという状況がございました。

ただ、従前におきましても、条件を変更した場合であっても、きちっとした実現可能性のある合理的な計画ができるのであれば不良債権にしないことになっていました。これは、そういう計画がきちっと作られれば、信用リスクは高くない、あるいは逆に減るケースもあり得るだろうと、そういう前提のもとにそうした枠組みをつくっておったのでございます。そして、その計画というのは最長3年で正常な貸出先になることが求められておりました。

ところが、この3年というのは、私的整理ガイドライン等々で大企業向けを念頭に、再建計画は3年で目標を達成するよというところでやっておりましたが、従来からも中小企業の場合にはリストラがなかなか難しい等々の事情もあるので、もう少し弾力的に長い期間の計画でもいいのではないかとというのが実務家を含めて大方のコンセンサスでございます。したがって、今回の措置は、それを中小企業の実態に合わせて明確化したという側面がございまして、今回の措置は、それを中小企業の実態に合わせて明確化したという側面がございまして、いずれにしても、各借り手、個々の借り手に対してきめ細かい債務者管理をしてほしいというメッセージでございまして、その結果、将来的に再建ができるというところに対しては、金融機関側が条件変更の要請に柔軟に対応できるような環境を整備するという導入した措置でございまして、

それから、神作先生のほうから大変大きなテーマで、健全経営とおっしゃいましたか、それと金融の円滑との関係という、検査のほうからお答えする話を超えていると思うんですが、私どものとらえ方としては、健全経営というのはリスク管理をちゃんとやるというとらえ方をしております。また、円滑な金融というのはリスクテイクをきちっとやっていく、信用供与をきちっとやっていくと。これらがトレードオフあるいは相矛盾した方向性ということは、必ずしもそういうふうには思っておりませんで、要は個々の貸し先について、企業の実態をきめ細かく把握をして、真の企業価値を見極めるというのが共通した本質ではないかと考えております。

そして見極めた結果、やはり具合が悪いというところには融資できない、あるいは引当を多く積むと、そういう積極的なリスク管理が必要になると思いますし、逆に見極めた結果、今は苦しくても将来はいけるという場合には、多少のリスクをとっても積極的にリスクテイクをしていく。これが金融仲介機能の本質ではないかと思っております。要はそのように個々の借り手の実態をよく見てくださいますと。こういうことを今、検査官にも金融機関にもお願いしている

ところでございまして、ちょっと脱線いたしますが、往々にしてというか、一般的に申しますと、リスク管理とリスクテイク、どちらかができていて、どちらかが不十分というのはあまりございませんで、両方ともできているか、両方とも不十分なケースが一般的です。

これは突きつめれば、先ほど申し上げましたように、個々の顧客の真の企業価値を見極める。それにはコストも手間も大変かかりますけれども、そこまでやっているかどうかということが大事でございまして、広い意味で健全な経営と金融の円滑というのは、私どもとしては両立する概念だろうと思っております。

○片田座長 ほかに追加的なご発言、委員の方も。

それでは、長官、最後に……ございますか。

○岳野総務企画局審議官 その前に一言、最初に翁委員から投資銀行モデルが国際的になくなった状況のもとで、どういうビジネスモデルを考えていくのかという点でございます。これはだれが答えたらいいのか迷うところでございますが、金融庁のこれまでの政策の中で、こういった金融のあり方とかビジョンにつきましても、たしか平成13年～14年頃に、金融審で金融の将来ビジョンについて、市場型間接金融といったようなものを一つのモデルとして取りまとめをしたかと思えます。その後の状況を踏まえて、そういったものについての議論がまた必要なかどうかという点については、個々人は問題意識をいろいろ持っているのですが、まだ、組織的に議論している状況にはなく、むしろ目先の対応に追われているほうのウエートが少し高くなっているかなと、こういうふうに感じております。

○片田座長 ほかにございませんか。

それでは、長官にお願いするんですけども、今は100年に1度の危機と言われておりまして、従来の考え方だとかルールを超えた政策的な判断に基づく施策も行われていると思えます。何かその辺のところを差し支えない範囲で、長官のご所感をお聞かせ頂きたいと思えます。

○佐藤長官 ありがとうございます。

各委員の先生方から大変貴重なご指摘を頂きましてありがとうございます。今後の金融庁における執務において、それぞれの関係部局でしっかりと心がけて取り組んでいきたいというふうに思っております。全体にまたがる話、あるいは直接政策評価計画に反映される性格のものではないようなふわっとした話、あるいは個人的な思いも含めて語れるというのが長官の特権であろうかと思えますし、今、座長のほうからもそういう促しの言葉を頂きましたので、そういった話として聞いて頂ければと思います。

まず、1つ目に今、岳野のほうからちょっと触れました日本の金融業のビジネスモデルとい

う翁先生のご指摘の話でございます。ご指摘頂きましたように、辛うじて生き残ったゴールドマンサックスとモルガン・スタンレーも銀行持ち株会社に移行するという事で、いわゆるアメリカ型の投資銀行というエンティティーは、単体としては消滅したということでございます。今、グローバルに、日本の金融業というより以前に、そもそも金融業の将来というのはどうなるんだというのを模索しているという局面かなという感想を抱いております。

ただ、ここで我々は少し冷静にならなければいけないかと、日ごろ、私は個人的に思っておりますのは、金融仲介と申しましうか、金融業の役割のうち、絶対になくならないもの、必ず引き続き必要とされるものというものをしっかりと押さえておくということだろうと思えます。非常に抽象的な言い方で言えば、我々の暮らしを支える、あるいは実体経済における付加価値の創造を行う、そういう活動をサポートする、あるいは拡大していく、そのための役割を果たす金融サービスというのは、世界が続く限りは必ず必要とされるものであって、かつ金融サービスの質の高さ低さ、提供の仕方の巧拙が、必ずや実体経済そのものの、あるいは経済全体のパフォーマンスに影響を与えるというふうに思っております。

今、明らかに非常に否定的な要素がたくさん認識されているわけですがけれども、典型的にはオリジネート・ツー・ディストリビュートというビジネスモデル、証券化を活用したこのビジネスモデルに内在するさまざまなモラルハザード、あるいはビジネスの取引のゆがみといった点を取り上げられているわけございまして、典型的には証券化のプロセスに即して申し上げれば、借り手の返済能力を無視して詐欺的な商法で貸し付け、貸し付けた貸出債権というのはすぐ自分の手元から離れるので、きちんとした融資診査をするインセンティブが働かない。そのような貸出債権をたくさん集めて証券化商品にするアレンジャーも、できるだけ厚化粧をして優先劣後構造をつくるとか、あるいは優先部分について非常に高い格付を得るとか、そういうことをやって厚化粧をしてまたリスクをほかへ転嫁するというあたりで、格付の問題を含めてモラルハザードが起きた。投資家の側も格付に過度に依存して、十分な中身の審査を行わなかった。

さらには証券化ビジネスだけでもうけるだけでは足りなくて、オフバランスシートのエンティティーをつくることによって、意図的なマチュリティーミスマッチをつくり、もう一度稼ぐというようなこともやって、極端に大きな不透明かつ中身がよくわからない不透明な商品を大量に抱え込むことになった大手金融機関が相次いだということだろうと思えます。その中では、一つは銀行経営の経営者の報酬体系というのが、短期的な利益を極大化するという非常に強いインセンティブを与えるような構造のものであったといった点も指摘されているわけでありま

す。こういったことで挙げればまだまだあるわけですが、こういった問題点は広く主要各国の規制当局、監督当局の間で既に共通認識になっているというふうに思っております。

他方で、インベストメント・バンキングをとらえても、伝統的な投資銀行業務と申しましよるか、例えば資金調達をする企業がマーケットでエクイティー性の資金を取る、あるいはデッド性の資金を取るというときに、アンダーライティングを行うといった業務、これは引き続き必要であることは間違いのないでしょうし、あるいはM&Aなどの際に非常に信頼度の高いFAの業務を行うといったようなことも、否定されてはいないということだろうと思います。コマースバンキングのほうも同様であろうかと思えます。ということで、そういう意味では実体経済をサポートする金融業というのが一つの軸になるかなというふうに、個人的には思っているところでございます。

そういった観点からいいますと、我が国の場合には非常に大きな実体経済を有している、また、相対的には世界の中で成長率の高いアジアという地域に位置している、あるいは近接している、それから1,500兆円に及ぶ個人金融資産という資金量があるといったようなことで、こういったものを生かした競争力の強化ということにつなげていくことが大事かなというふうに思っております。ただ、このビジネスモデルというのは、当局が絵を描いて下げ渡すと言った性格のものではなくて、個々の金融機関が経営努力の中で探り当てて頂くという性格のものかなというふうに思っております。

あと、今日、ご指摘頂いたさまざまな論点で、割合と共通した一つのキーワードはトレードオフの関係というか、2つの目標を同時達成するというか、そういう非常に難しい課題が幾つか出されたのであろうと思えます。1つはこれも主要な規制当局間のこれまでの議論の中で、共通認識になっていると思えますけれども、今、我々当局は足元の金融セクターの混乱あるいは金融市場の混乱というものを何とか収束させるという、安定化策と申しましよるか、危機対応策で、この危機対応策というのは当然のことながら異例の措置を含むということでございます。この仕事をやるということと、他方で、今回のようなこういう深刻な混乱を再び起こさないような強靱な金融システム、強靱な信頼度の高い金融市場をつくり上げる。また、そのための金融規制のあり方、これを再構築していくと、こういう中長期的な課題にも直面しているということで、この2つの課題に同時に取り組まなければいけないということかと思えます。

一方で、短期的な危機対応措置の方ばかりに走ってしまいますと、そこには相当異例な措置が含まれておりますので、モラルハザードを金融システムの中に埋め込んでしまうとか、あるいは金融市場の価格メカニズムを壊してしまうとか、そういった中長期的な弊害が大きくなっ

ていくと思います。他方で、規制の再構築のほうをあまりに性急に取り組んでしまいますと、規制強化という側面を持ちますので、かえって足元の状況をさらに悪化させてしまうということがあろうかと思っています。この両者の間のバランスをとりながら、いかにうまく進めていくかということが、今の各国当局共通の直面している難題であるということでございます。

そういう意味では、田辺先生にご指摘頂きました貸し出し増加と金融機関の健全性の問題というのも、そういった文脈に重なる部分があるでしょうし、富田先生、神作先生にご指摘頂いた点も、安定ということと金融の円滑ということとのバランス、金融機関の健全性と貸し出しというところのバランスということに関連してくるのだらうと思います。

私どもとしては、今、日本の状況というのは、金融セクターだけをとらえると、相当傷んできているのは事実ですけれども、欧米に比べますと証券化商品、不透明な商品に対するエクスポージャーはけた違いに小さいので、欧米に比べれば少し傷は浅いと。他方で、実体経済の悪化は極めて急速に起きているということですので、改めて金融セクターが実体経済を支えるという役割が非常に重要になってきているということだらうと思います。そういう意味では、ぜひ足元の安定化ということで、金融仲介機能をもっと積極的に果たしてほしいというふうに思っておりますし、そういう働きかけを繰り返し行っているということかと思っています。

それをやって頂くというのは、先ほど畑中のほうから申し上げましたように、リスク管理とリスクテークがいわばよい循環になるように努力してもらうということが基本ですけれども、必要なリスクテークを行った結果、あるいは行おうとしたときに必ずしも資本基盤が十分ではないというときには、やはり経営判断として積極的に資本基盤の強化に取り組んで頂きたいということも思っているわけでございます。これは、まず第1には市場ベースで取り組んで頂くということだらうと思いますけれども、マーケットで資本増強を実現するというのが難しい場合には、セーフティーネットとして金融機能強化法の整備をしていると、規模も十分なものを確保しているということでございます。

それから、先ほど申し上げました短期的な課題と中期的な課題のバランスをとっていくという各国共通の課題に加えまして、日本の場合は、金融行政のベクトルとしてはもう一つ大きな要素がございまして、やや前向きな話でございますけれども、それも同時にやっているということで、ある意味では日本の金融行政というのは、ユニークなポジションにあるかなというふうに思っております。それはベターレギュレーションというイニシアチブであり、それから市場競争力強化プランの実施ということでございます。

こういう中期的で前向きな取り組みが同時進行しておりますので、そういう意味で、我が国

の金融行政は非常に多様な目標を負っているということであろうかと思えます。そういう中で、まさに例えば吉野先生がご指摘になられました規制とイノベーションの関係でしょうか、過剰規制にならないように、しかし、必要などころには必要な規制が効果的、効率的に及ぶようにということで、心がけていくということが大事だろうというふうに思っております。

そういう中で、1つ、これもトレードオフの関係でございますけれども、富田委員から政策金融あるいは日銀による市場介入等が行われていることに関して、市場介入の基準というお尋ねがございました。これは大変難しい設問であろうかと思えますけれども、基本的な発想としては、先ほど申し上げました足元の危機をいかに収束させるかというそのこのニーズ、プライオリティーの高さと、それからできるだけマーケットの本来の機能、ファンクショニングを損なわないようなやり方でやっていくということの、これも両方の目標を負ってやっていくということだろうと思えます。安易な、市場をゆがめてしまうような、そういう施策ということについては、金融庁としても、できるだけそういうことにならないように注意をしていく、あるいは外からそういう圧力が加かったときもそれにできるだけ抵抗していく、という心がけが大事だろうと思っております。

それから、片田座長から時価会計についてのお話がございました。時価会計そのものにつきましては、先ほど総務企画局のほうからもコメントがございましたけれども、会計基準とか、あるいは金融機関の健全性をはかるための自己資本比率あるいはソルベンシーマージンといった健全性指標にしても同じでございますけれども、こういうものはいわば共通の物差しとしての役割を担っておりますので、その指標については、やはり何をおいても信頼性、安定性、それから比較可能性というものをきちんと維持しなくてはいけないというふうに、日ごろ、思っているところでございます。比較可能性というのは、同一の金融機関について異時点間、異なる時点の間での整合的な比較ができることも大事でしょうし、あるいは一つの時点において異なるエンティティー、異なる会社の間での比較可能性ということも極めて重要なことだと思います。そういう意味では、基準をそのまま適応したときに結果としての健全性指標が下るので基準を変えようという誘惑には、基本的にはあらがっていかなければならないというふうに思っております。

ただし、片田座長のお話の中でも例示として取り上げて頂きましたけれども、時価会計の取り扱いについて、時価会計というのはもともとはフェアバリュー・アカウンティングということで、公正価値会計ということで、この公正価値というのは市場価格が存在する場合には市場価格を用いる、市場価格が存在しない場合には理論値を使うという二本立てでできているとい

うふうに理解しております。先般、解釈の明確化という形で、ASBJのほうで、会計基準機構のほうで明確化して頂きましたのは、マーケットで取引がほとんどなくて極めて異常な事態になっていて、流動性枯渇の状況のもとでたまたま成立したような極端な価格というのは、それをフェアバリュー・アカウンティングとして使う必要はないということで、その場合にはむしろ理論値、マーク・ツー・マーケットではなくて、マーク・ツー・モデルで算出してよいということでございまして、全体として公正価値を用いるというところの基本は外していないということなんだろうと思っております。いずれにいたしましても、会計基準あるいは健全性指標というものの信頼性には、金融庁としてできるだけ、そこところが揺るがないように努力をしていくということでございます。

ただ、他方で、この基準の適用を受ける具体的な金融機関あるいは企業、上場企業等におかれては、それぞれの事情からいろいろなご要望が出てくるということも実態としてあるわけございまして、その辺の実態についてよくお話を伺うということは必要かもしれませんし、その中に改めるべき点があれば、我々としてもその検討はするというところだろうと思っておりますけれども、基本的な心構えというのは、今、申し上げたようなことかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、さまざまな貴重なご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。こういった点を心がけて、引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。

○片田座長 どうも本当にありがとうございました。長官からまとめとしての明確なご所感をありがとうございました。

それでは、事務局においては、各委員から頂いたご意見について必要な修正を加えて、実施計画を取りまとめて頂きたいと思っております。

最後に事務局から何か事務連絡事項がございましたらお願いします。

○油布政策評価室長 事務局より簡潔に3点だけ申し上げさせていただきます。今、おっしゃって頂いたとおり、この修正について個別に後ほどご相談させていただきます。次に、いつものことですが、議事要旨、議事録についてお手数ですがけれども、後日、事務的よりご連絡させていただきますので、ご確認をお願いしたいと思います。最後に、次回の開催でございますが、今、進行中の20年度の計画について実績評価を行う必要が出てまいります。例年どおり、8月末までに取りまとめる予定にしておりますので、つきましては7月下旬から8月上旬ごろをめどに、また有識者会議を開催させて頂きたいと思っております。追って日程のご相談をさせて頂くことになると思っております。

以上でございます。

○片田座長 本日はどうもありがとうございました。

予定の議事もすべて終了いたしましたので、以上をもちまして会議を終了いたします。ありがとうございました。

午後5時00分 閉会